



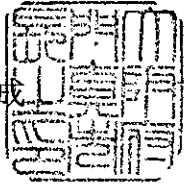
門総人第643号

平成24年11月21日

門真市職員労働組合

執行委員長 西本 孝雄 様

門真市長 園部 一成



年末一時金等について（回答）

1 基本賃金について

- ① 平成25年1月1日の給料改訂は行わない。再任用職員、平成18年3月31日の給料月額との差額を保障されている職員、非常勤嘱託職員等についても同様とする。
- ② 今年度の人事院勧告で出された55歳以上の職員の昇給停止に係る本市への措置については、国が実施を見送ったこと、また府内市町村の状況や本市でこれまで行ってきた給与カットなど、諸般の状況に鑑み、平成25年1月1日の実施は見送ることとする。

2. 年末一時金要求について

- ① 年末一時金については、期末手当として1.375月分、勤勉手当として0.675月分、合計2.05月分を、また、再任用職員については、期末手当として0.8月分、勤勉手当として0.325月分、合計1.125月分を12月10日に支給する。
- ② 役職段階別加算制度については、職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。
- ③ 非常勤嘱託職員等については、制度上、支給することは困難である。

3. 地域手当について

地域手当については、当分の間12%としているが、人事院規則において本市が15%地域であることは認識しており、今後も改善に向け努力していきたい。

4. 中途採用者の前歴換算の見直しについて

中途採用者の前歴換算の見直しについては、これまでの交渉における残課題であることは認識しており、引続き検討していきたい。

5. 退職手当の引き下げについて

国においては、国家公務員の退職手当の引き下げに関する法案が成立し、25年1月1日施行が決定したところであり、地方公務員についても制度の趣旨を踏まえ、国の制度に準じ必要な措置をとるよう要請されている。今回の法案成立を受け、本市においても同様の制度とするべく、退職手当見直しに向け、協議をお願いしたい。なお、今回の見直しについては大変重大な問題と認識しており、労使合意で解決できるよう努めていく。

6. 人材活用について

人材活用としての課長補佐級への登用については、これまでも一定実施したところであるが、引続き検討していく。また、国の昇格時号俸対応表の導入については、今後検討していく。先に申入れを行っているが、人事評価制度については人材育成の観点から導入を図るものであり、導入に向け、引続き協議をお願いしたい。

7. 現業職の今後のあり方について

現業職の今後のあり方については、本年1月に示した素案を基に、将来の業務体制や人材活用について現業職員の意見も聞かせていただき、各職場において意見集約を行っている段階にある。現在は年内を目途に各職場からの意見を集約している段階にあるが、今後、早急に一定の案としてまとめてまいりたい。

8. 長時間労働対策について

長時間労働が心身に及ぼす影響は憂慮すべきものであることから、職員の健康維持・増進の観点からもその改善の必要性は十分に認識している。

今後とも、職員の健康を守る立場から、引続き職場実態の把握に努めるとともに、管理職への指導や安全衛生委員会での啓発等、職場環境の改善等の取組を進めて参りたい。

9. パワーハラスメント対策について

これまで、夏季一時金交渉でも回答しておりましたとおり、メンタルヘルス研修対象者を課長補佐級へ拡大するなど、職員への啓発を中心とした内容の取組を進めてきた。引続き、更なる取組を進めるため、職員報を通じた啓発記事の掲載や安全衛生委員会での研修会開催など、意識啓発を進めるとともに、発見・予防に向けた職員アンケートの手法についても実施に向け検討してまいりたいと考えている。

また、パワーハラスメントについては、受け手の想いに重点を置いた対策を考えていくことが必要とされており、過去の裁判事例では、いきすぎた部下指導がパワハラと認定され、事業者の安全配慮が問われた事例や、加害者の懲戒処分を行った事例もある。本市においても、深刻な被害が報告された場合、加害者への直接指導や個別対応を行うなど、厳正な対処を図っていく。

なお、指針の策定につきましては、国の動向や府、府内各市の状況も踏まえ取り組んでいきたいと考えている。

これらの取組みを、より効果的に推進することで、快適で働きやすい職場環境づくりに努めていく。

10 再任用職員の任用について

再任用職員の任用の基準については、昨年度より、それまで対象者の5割としていた任用者数の上限を撤廃し、選考により成績が優秀であった職員については任用することとしたところであり、今年度も同様の考え方で実施していく。

11. 非常勤嘱託職員等の勤務条件について

非常勤職員の任用期間の問題については、円滑な実施体制の確保を図るため、引続き協議をお願いしたい。